



問 健康診断の受診義務の有無。健康診断の種類さらには健診結果、異常所見のあった社員への企業としての対応について法律上の規定を教えてください。

答 労働安全衛生法（以下「法」という）では「健康診断」の受診等について、「事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない」（法第66条第1項）また、「労働者は前各項の規定により事業者が行う健康診断を受けなければならないなら



ない」（同条第5項）と定めています。

◆ 健康診断と事後措置 ◆

を証明する書面を事業者に提出することも可能です。（同条第5項但し書）
健康診断の種類は、大別して労働者一般に対する「一般健康診断」と有害業務に従事する労働者等に対する「特殊健康診断」があります。

すなわち、事業者は健康診断の実施義務が、労働者は健康診断の受診義務が規定されています。事業者が健康診断を実施しなかった場合は罰則規定がありますが、労働者が受診しなかった場合の罰則規定はありません。

①常時使用する労働者を雇い入れる際に実施する「雇入時健康診断」（労働安全衛生規則（以下「安規」という）第43条）
②常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回定期に実施する「定期健康診断」（安規第44条）
③深夜業務等に従事する労働者に対して配置替えの際及び6か月以内ごとに1回定期に実施する「特定業務従事者の健康診断」（安規第45条）な

どがあります。
【特殊健康診断】は、有機溶剤業務従事者等一定の有害業務に従事する労働者に対して実施するものです。（法第66条第2項）

次に、事業者は、健康診断の結果、健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者（有所見者）に対し、健康を保持するために必要な措

池戸 宏 光

置について、厚生労働省令で定めるところにより医師の意見を聴くことになっていきます。（法第66条の4）
そして、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数減少等の措置を講ずる必要があります。（法第66条の5）

また、健康診断の結果、「再検査」又は「精密検査」を行う必要のある労働者について、事業者は就業上の措置（事後措置）を決定するに当たって、できる限り詳しい情報に基づいて行うことが適当であることから、再検査又は精密検査（二次健康診断）の受診を勧奨するとともに、意見を聴く医師に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが大切です。（参考）健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（改正、平成20年1月31日公示第7号）

以上、法で定める健康診断関係は、労働者の健康状態を把握し、いわゆる「健診のやりっ放し」とならないよう疾病の早期発見、有所見者の事後措置を確実に推進し、健康で働き続けることができるよう種々の規定がされています。
（池戸労務安全管理事務所 所長）
イラスト・木村武司